

令和7年度ICTを活用したヒグマ出没個体の特定・捕獲支援検討事業委託業務 企画提案指示書

1 委託事業名

令和7年度ICTを活用したヒグマ出没個体の特定・捕獲支援検討事業委託業務

2 業務の目的

人の生活圏へのヒグマ出没が相次ぐなど、人とヒグマとのあつれきが高まっており、農林水産業被害や人身事故が発生していることから、ドローンを用いたICT技術により、出没個体の特定や捕獲支援をするための手法を構築し、被害防止に活用するとともに、将来的なヒグマ管理体制におけるドローンの活用手法のあり方を検討する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 実施地域選定

本業務は、人の生活圏へのヒグマ出没に対するドローンの活用手法のあり方を検討する事業であるため、次の各項目を踏まえて実施地域を選定すること。

- ア ヒグマによる農業被害が発生している地域であり、被害額等の情報が整理されていること。
- イ 市町村からのヒグマ出没情報が必要な状態・形式で入手できること。
- ウ 規模や周辺環境が異なる、複数の特徴を有する農地が含まれる実施地域を選定すること。

(2) 新たなシステム構築に向けた実現可能性の検証

ア 農地に出没したヒグマの情報収集システムの提案とそのシステム構築に必要な情報の収集

農地へのヒグマの出没に際し、現場にてドローンによる情報収集を行い、出没個体の特定、出没経路及び被害状況の把握を行うシステムを構築するとともに、そのシステム構築に必要な情報収集を行う。

なお、今年度はそのシステム構築の実現可能性の検証を行うことを目的とする。具体的に求める成果は以下のとおり。

- 1) ドローンで撮影したヒグマの個体識別手法、出没経路及び被害状況把握手法の提案及びそれを活用したヒグマの出没に際しての情報収集システムの提案
- 2) 上記1)の実現可能性の検証に必要なデータ(情報)の収集
- 3) 上記1)に関する実現可能性の検証

イ 農業被害を引き起こす問題個体の捕獲支援システムの提案とそのシステム構築に必要な情報の収集

農業被害を引き起こした問題個体を、捕獲従事者の安全を確保しながら、速やかに捕獲するための、ドローンを活用した捕獲従事者用の捕獲現場での支援システムを構築するとともに、そのシステムに必要な情報収集を行う。捕獲手法は銃器及び箱わなとし、複数人での捕獲作業を想定している。

なお、今年度はそのシステム構築の実現可能性の検証を行うことを目的とする。具体的に求める成果は以下のとおり。

- 1) ヒグマ捕獲にあたり、問題個体を特定するとともに、捕獲現場で捕獲従事者の安全面及び捕獲に必要な周辺情報の共有を支援するシステムの提案
- 2) 上記1)の実現可能性の検証に必要なデータ(情報)の収集
- 3) 上記1)に関する実現可能性の検証

ウ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構や大学などの研究機関の知見を積極的に活用するとともに、先行研究等が存在する場合は、その成果等も可能な限り利活用し、公共の利益に資する相乗効果が生まれるように創意工夫すること。

(3) 報告書の作成

上記実施内容について取りまとめた実績報告書(3部)及びその電子媒体(1式)を作成すること。
なお、電子媒体には実施状況等を撮影した写真及びヒグマの動画を撮影した場合はヒグマの動画データ等を記録すること。

(4) 実施期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月6日(金)の間

(5) 報告書の提出

報告書は、紙媒体(A4版)3部、電子媒体(DVD-ROM又はSDカード)とする。
※ 本業務における成果物(データ)の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで

5 予算上限額

11,273千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「令和7年度ICTを活用したヒグマ出没個体の特定・捕獲支援検討事業委託業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うものとする。